

牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した**肥料**の

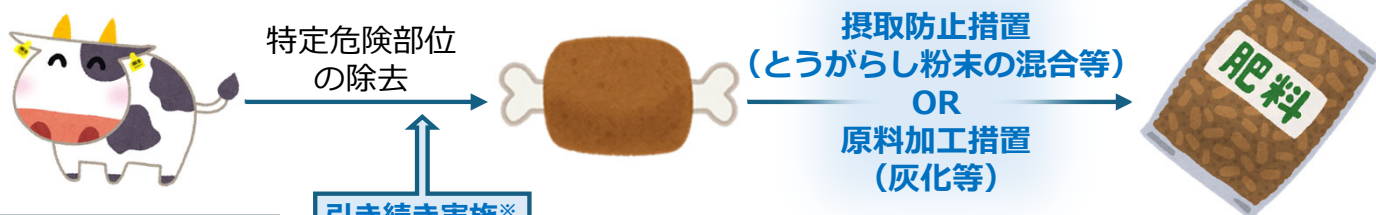
BSEに係る規制

を見直しました（令和7年9月）

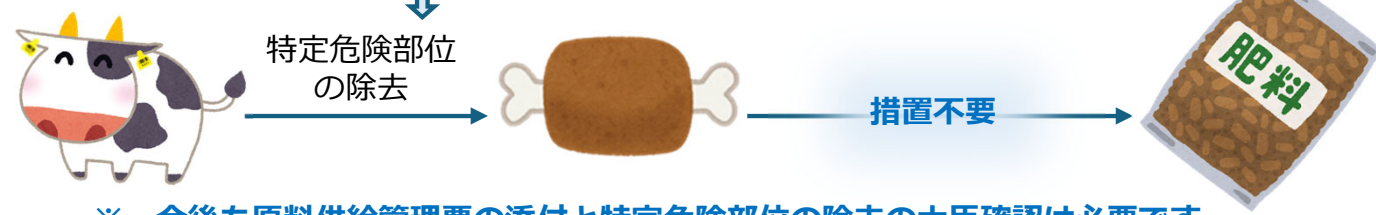
牛、めん羊又は山羊（以下、牛等という。）の肉や骨などを含む肥料は、**BSEの発生を予防**するため、摂取防止材等の混合またはBSEの発生予防に効果がある原料加工等の**管理措置を義務付けてきました**。

今般、このような肥料が、牛用飼料等へ流用・誤用される可能性が極めて低いという状況等を踏まえ、**これらの管理措置を原則不要**としました。

これまで



規制見直し後

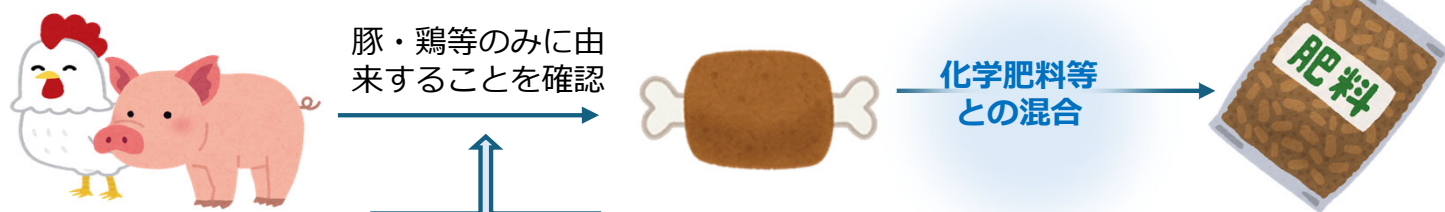


※ 今後も原料供給管理票の添付と特定危険部位の除去の大臣確認は必要です。

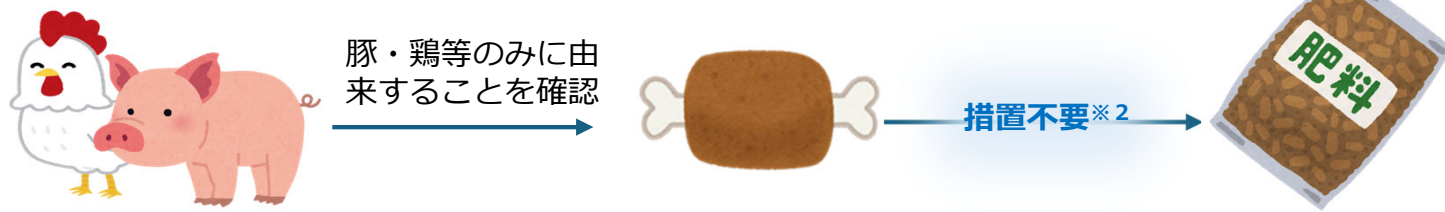
豚・鶏等のみに由来する肉骨粉についても規制を見直しました

豚・鶏等のみに由来する肉骨粉等に義務付けてきた化学肥料等との混合も不要としました。

これまで

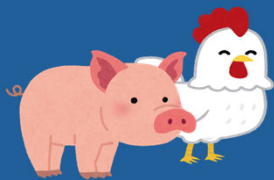


規制見直し後



※1 今後もFAMIC理事長確認と豚・馬由来残さ供給管理票の添付は必要です。

※2 今後も肉骨粉等供給管理票の添付は必要です。



よくあるご質問



Q 経過措置期間がありますか。

A 牛等由来肥料に係る規制の見直しについてはあります。経過措置期間は3年（令和10年9月26日まで）です。豚・鶏等のみに由来する肉骨粉についてはありません。

Q 経過措置期間中にできることは何ですか。

A 1 施行日前(令和7年9月27日以前)に登録・届出されている肥料であれば、摂取防止材を添加して肥料を生産することができます。

表示どおり摂取防止材を添加していれば、
摂取防止材の表示がある肥料袋を使用できます。



2 施行日前に登録・届出されている摂取防止材入りの肥料を使用した指定混合肥料の新規届出ができます。（摂取防止材入り肥料の新規登録・特殊肥料の新規届出はできません。）

※ 摂取防止材入りの肥料を、配合肥料や指定混合肥料の原料として使用することもできますが、経過措置期間後は使用することはできません。

Q 牛等由来たん白質や動物由来たん白質を含む表示は引き続き必要ですか。

A 今までどおり必要です。

Q 経過措置期間後も摂取防止材入りの肥料を流通・施用することはできますか。

A 経過措置期間中に生産した肥料は、経過措置期間後も、流通・施用することができます。